平成２４年（フ）第１３２９６号
東京都杉並区高円寺南３丁目47番８―402号
破産者　株式会社メディアジェイ
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２９７号
広島県広島市中区白島中町１―17―503
破産者　瀬尾　速人
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３４１号
東京都足立区千住桜木２丁目７番10号
破産者　有限会社インフィニティ
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４０６号
東京都中央区新富１丁目７番９号　中里ビル４階
破産者　株式会社アートシテイ
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４８８号
東京都中央区日本橋浜町３丁目41番４号　旭光ビル４Ｆ
破産者　株式会社インターコム・マーケティング・システム
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４８９号
東京都江東区大島４丁目20―１―101
破産者　檜原　弘昭
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５０６号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南１丁目24番地の５
破産者　有限会社中野工務店
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５０７号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西１丁目４―２―101、開始決定時の住所神奈川県横浜市瀬谷区宮沢３丁目10―１―102
破産者　中野　悦廊
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５０８号
東京都渋谷区神宮前３丁目21番２号
破産者　株式会社フォーティー・フォー
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１４号
東京都小金井市前原町３丁目36番16号
破産者　株式会社光美建
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１５号
東京都八王子市別所２丁目30―２―302
破産者　戸頃　裕代
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５２７号
東京都北区田端１丁目17番12号
破産者　橋本印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５５７号
東京都品川区東五反田５丁目22番25―304号
破産者　株式会社サンエイ
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５７８号
千葉県いすみ市大原11118―37
破産者　網谷　松雄
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５７９号
千葉県いすみ市大原11118―37
破産者　網谷　尚浩
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５９６号
神奈川県海老名市中野736
破産者　青津商会有限会社
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５９７号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目５―27―203
破産者　渡辺　賢二
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６４０号
東京都品川区上大崎２丁目13番20号　高砂ビル白金302
破産者　特定非営利活動法人ディジタル・コンテンツ・インスティテュート
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６５２号
千葉県長生郡白子町南日当944番地
破産者　関東丸惣運輸有限会社
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６５３号
千葉県長生郡白子町南日当944
破産者　齋藤　　肇
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６７０号
東京都中央区日本橋人形町１丁目13番９号
破産者　有限会社ラヴリーレタリング
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６７１号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22―１―109
破産者　小池　四郎
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部